公 告 役 － 第 56-1 号
令 和 8 年 11 月 13 日

契約担当官代理
航空自衛隊第３航空団
契約班長　池田　公士郎

公　　告

下記の公告を変更する。

記

１変 更 す る 公 告　公告役－第５６号　コンテナの購入及び設置

２変 更 す る 内 容　履行期限の変更

１競争入札に付する事項
⑵履行期限　　令和8年12月25日

を

１競争入札に付する事項
⑵履行期限　　令和9年3月31日

へ、変更する

３そ　　の　　他　本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

航空自衛隊第３航空団会計隊契約班
TEL（0176）53-4121（内線：3672）
FAX（0176）53-5464　　担当： 上野

公 告 役 － 第 56 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ６ 日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　長谷川　拓生

公　　告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項	(1) 件　　名	コンテナの購入及び設置
	(2) 履行期限	令和8年12月25日
	(3) 履行場所	航空自衛隊大湊分屯基地
2 入札日時		令和8年11月20日　（金）9時00分
3 入札場所		航空自衛隊三沢基地（合同庁舎１階会計隊入札室）
4 参加資格		(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。 (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売及び役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。 (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。 (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
5 入札方法		落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
6 保証金		入札保証金及び契約保証金　免除
7 入札の無効		４の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
8 契約書等作成の有無		有
9 契約の方法		確定契約
10 契約条項を示す場所		航空自衛隊三沢基地第３航空団会計隊事務室 航空自衛隊三沢基地ホームページ
11 郵便入札の許否		許可　※　事前に申し出ること。
12 その他		(1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。 (2) 入札書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。 (3) 同等品確認申請については、令和8年11月13日12時00分までに会計隊へ申請書類を提出すること。 (4) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。 (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。 TEL（0176）53-4121（内線：3672） FAX（0176）53-5464　　担当： 上野

F

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年11月20日

申込者住所
会社名
代表者氏名
担当者(代理人)氏名
担当者(代理人)連絡先

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長　長谷川　拓生　　殿

No	品名(件名)	規格		単位	数量	単価	金額	備考
1	コンテナの購入及び設置	仕様書のとおり		式	1			
2	【内訳】							
3	12フィートコンテナ(断熱材タイプ)	12フィートコンテナ 断熱材タイプ リア側の観音開き扉タイプ L:3,658mm W:2,428mm H:2,591mm	同等以上のもの(他社の製品を含む)	個	1			
4	役務費	設置		式	1			
5	諸経費			式	1			
総　計		¥						
申込者の条件		履行期限:令和9年3月31日 納地(履行場所):航空自衛隊大湊分屯基地 (その他):税抜						

F

価格調査書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和　　年　　月　　日

申込者住所
会社名
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長　長谷川　拓生　　殿

No	品名(件名)	規格		単位	数量	単価	金額	備考
1	ｺﾝﾃﾅの購入及び設置	仕様書のとおり		式	1			
2	【内訳】							
3	12ﾌｨｰﾄｺﾝﾃﾅ(断熱材ﾀｲﾌﾟ)	12ﾌｨｰﾄｺﾝﾃﾅ 断熱材ﾀｲﾌﾟ ﾘｱ側の観音開き扉ﾀｲﾌﾟ L:3,658mm W:2,428mm H:2,591mm	同等以上のもの(他社の製品を含む)	個	1			
4	役務費	設置		式	1			
5	諸経費			式	1			
総　計		￥						
申込者の条件		履行期限:令和9年3月31日 納地(履行場所):航空自衛隊大湊分屯基地 (その他):税抜						

委 任 状

当社は、　　を代理人と定め、下記の入札並びに見積に関する一切の権限を委任します。

記

件　名　　コンテナの購入及び設置

代理人使用印鑑

令和8年11月20日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長　長谷川　拓生　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　㊞

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名又は件名	コンテナの購入及び設置			
			承認	令和８年　月　日
			作成	令和８年　月　日
			改正	令和　年　月　日
				令和　年　月　日
			作成部隊等名	第４２警戒隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊大湊分屯基地（以下“官側”という。）に使用するコンテナ（以下“製品”という。）購入及び設置について適用する。

1.2　用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は，次に定めるところによる。

1.3　設置

設置とは，製品を指定した場所への設置作業，水平調整及び玉掛け作業全てをいう。

1.4　一般事項

製品の仕様は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。仕様書に記載したカタログ製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2　履行場所

青森県むつ市大字大湊字大近川４４番地ノ内官有地

航空自衛隊大湊分屯基地（別図第１～別図第２のとおり。）

3　製品に関する要求

この仕様書で調達する製品は表による。

表―品名，規格数，量及び単位

品　名	規　格	数量	単位	備考
12フィートコンテナ（断熱材タイプ）	12フィートコンテナ 断熱材タイプ Ｌ：3,658mm Ｗ：2,428mm Ｈ：2,591mm リア側の観音開き扉タイプ同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	1	個	設置場所は別図第１～別図第２による。

4　納品に関する事項

納品作業

a)　作業日時については，契約締結後，官側と調整する。

b)　契約の相手方は作業日前日までに作業に必要な空間を監督官と調整し，作業の妨げげになる備品は官側で移動する。

c)　納品場所への製品の搬入並びに設置調整を含み，設置に必要な工具及び資材は，契約の相手側が準備する。

d)　契約相手方は，履行場所の安全に関する管理責任者となり，関係法規等に従って管理を行い，現場においては，常に安全に留意し，事故及び危害の予防に努める。

e)　作業にあたっては，既設装備品に損傷を与えないように行い，万が一損傷を与えた場合には，速やかに監督官に報告し，契約相手方によりその損害を賠償しなければならない。細部は，協議の上，決定するものとする。

f)　施工後の細部収まりについては，監督官の指示による。

5　履行期間

契約締結日～令和９年３月３１日とする。（基準）

6　作業日時

a)　平日午前８時１５分から午後５時以外の時間並びに土，日，祝日に作業を実施する場合は，努めて作業の３日前までに監督官へ提出し，許可を受けるものとする。

b)　不測の事態により，作業日時の変更及び中断を指示された場合は，速やかに従うものとする。

7　品質保証

契約相手方は，品質保証に関して，１２か月の保証を有する。

8　監督及び検査

契約の相手方は，監督官立ち合いのうえ，設置作業を実施するものとし，設置完了後に検査官の立ち合いのもと完成検査を実施するものとする。

9　その他の指示

9.1　責任

作業の全責任は，契約の相手方が有する。

9.2　変更

本作業の実施に際し，現場の状況により軽微な変更を要する場合は監督官と調整し，契約金額及び納期の変更を要しない範囲で変更できるものとする。

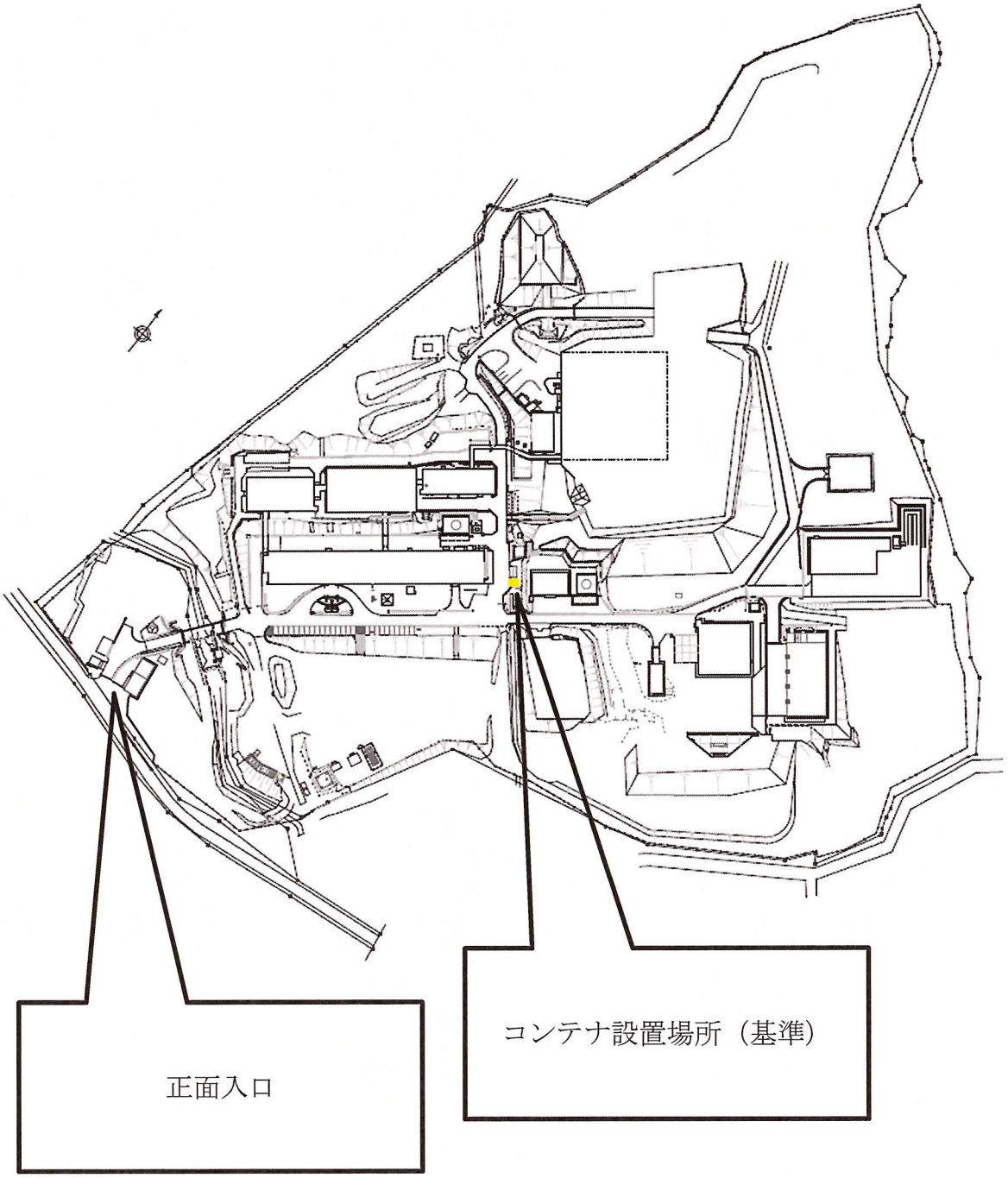
9.3　立入

製品の設置の際必要箇所への立入は事前に監督官と調整し，許可を得るものとする。

10　仕様書の疑義

契約の相手方はこの仕様書の内容に疑義が生じた場合，官側と協議するものとする。

別図第１



別図第２

